

売買春に係る規制の在り方検討会

委員長 北川佳世子様

委員各位

日本における買春と若年女性に対する性搾取の実態、法的課題と政策提言

2026年5月27日

一般社団法人 Colabo 代表理事
明治学院大学国際平和研究所研究員
仁藤 夢乃

私が代表を務める Colabo は、新宿・歌舞伎町を拠点に、性売買、性搾取、居住喪失、虐待被害等の状況にある少女・若年女性へのアウトリーチ・シェルター運営等を15年間行ってきました。現場から見える買春の実態と必要な法制度について意見を述べたく、資料をお送りいたします。

1 若年女性に対する性搾取の現状

一 当団体による継続的な現場確認では、新宿歌舞伎町だけでも性売買業者（違法のスカウト・キャッチ）200名以上、買春者100名以上を毎晩確認している。路上に立つ性を売る状況にある女性は一晩50～100人程度。それ以外に SNS を通した売買春も深刻。

二 2年ほど前から円安の影響と、日本には買春処罰がないことが SNS で拡散され、外国人買春者が急増。しかし、日本人買春者が大半である。未成年の買春者も確認している。

三 女性に対する取り締まりが強化されたことによる悪影響

2024年4月、売春防止法の運用の変更、大久保公園で売春目的の客待ちをしたとして、売防法5条の勧誘等罪（客待ち）で住所不定の女性を逮捕。それまで、勧誘等罪は現行犯逮捕で適用されてきたが、この事件で初めて、過去の行為を対象に、女性が客待ちを繰り返し、買春客とホテルに入ったなどとして逮捕された。警視庁は「過去の客待ち行為でも逮捕されることがある」と報道でアピール。

→警察のおとり捜査を恐れて、外国人だけを相手にする女性が増えている。

→路上での摘発を恐れて SNS を通した性売買や業者による管理売春・風俗店に移行する女性が増加。

性売買業者（性風俗店関係者）が「路上は逮捕のリスクがあるから店へ来ないか」と女性を風俗に斡旋。

→2024年7月性を売る状況にあった女性4名の顔出し実名報道による人権侵害が発生。

彼女たちの背景には、障害、出産、子育て、ホストやメンズコンカフェ業者からの性搾取があるが、報道でも女性が犯罪者として報道され、被害からの回復がより困難に。

大久保公園周辺への「見物者」も急増、性を売る状況にある女性が「見世物」になっている。

四 半グレ組織やトクリュウ、ヤクザ等の反社会的組織による管理売春の横行

14～17歳の少女を中心に全国から組織が歌舞伎町に集結。宿を拠点に管理売春。GPSで位置情報を管理。少年少女の背景には、虐待と児相への拒否感。補導への恐れがある。福祉機関でも「売春」した少女を被害者ではなく、非行として捉える傾向がある。売春女性の非処罰化が必要。

五 生活困窮から、「彼氏」や家族に売られ、路上や性風俗店で体を売る若年女性がここ2年で急増。被害の低年齢化と参入ハードルの低下も深刻で、12～14歳で性売買を開始するケースが多い。背景には「コンカフェ」などライトな性売買の広がりや影響と、少女に対するグルーミングと性搾取が「メンズコンカフェ」「メンズ地下アイドル」「推し活」という名のもとで行われていることがある。若年層にとって少女性売買が当たり前の「選択」になるほど性売買が広がっている。路上における性売買と、性風俗店を含めた性の商品化は別物ではなく、深くつながっている。

六 脱性売買支援の欠如

若年女性の脱性売買のためには、単なる衣食住の提供だけでなく、支援者や安全な他者と関係性を作り、脱性売買の選択肢を提示しながら暮らしを支え、自立を支援していくことが必要。回復の過程では、性売買被害への認識とトラウマケア、経験の再解釈が必要となる。しかし、現状として、性売買問題や女性差別の構造に理解がない団体や、ただ「宿や飯」を提供するだけで女性たちと関係性を作ろうとしない団体による表面的な活動が増えている。そのため、民間団体のシェルターから歌舞伎町に毎日やってきて路上売春を続け、得た金をホスト等に回収されている女性もいる。

日本社会では脱性売買支援の実践が乏しく、支援体制が構築されていないことから、現状では民間支援団体が性売買業者にうまく活用されてしまっている。

2 必要な政策

一 買春処罰、性を売る状況にある人の非犯罪化と脱性売買支援を含んだ「性売買防止法」制定

性売買を女性（買われる側）に対する人権侵害と認識し、女性を処罰の対象とせず、被害者と位置づけ、脱性売買支援を提供する必要がある。性売買に女性が誘導される背景には、経済格差や性差別がある。

スウェーデンやフランス等で導入されている「北欧モデル」「ジェンダー平等モデル」とされる法形態、廃止主義が重要。売春・買春共に禁止する禁止主義では、被害女性は声をあげられないまとなる。買春処罰による「地下化」を懸念する声もあるが、現在も売春処罰により、被害女性は声を上げられず、被害は地下化している。「地下化」させないためには、売春の「非犯罪化」と脱性売買支援を同時にすることが重要。

二 風俗店における性売買営業の禁止、風営法改正

日本では、売春防止法で売買春を禁止しながら、それ以外のあらゆる性行為を「性交類似行為」と位置づけ、性売買が「サービス」「産業」として広範に営業可能となっている。これは国際的にも極めて

特異な制度構造である。

参考資料：月刊『地平』2026年4月号「歌舞伎町で。」(10) 買春処罰だけでは足りない
性売買では、挿入だけが問題なのではない。買春を処罰の対象としても、「買いたければ風俗店に行け」「体を売るなら路上に立つのではなく風俗店へ」ということでは搾取の構造は変わらない。
風俗店を含む、性売買の現場では女性に対するあらゆる暴力が正当化されている。母乳や妊婦、生理中の女性や食糞なども売買の対象とされている。お金で性を買うことは一番簡単な支配の方法である。

風俗店における性売買の例：

30分3900円から女性を買うことができる24時間営業の風俗店の「基本プレイ」として、キス、ディープキス、全身を舐める、コンドームを付けずに男性器を舐める、互いの性器を舐める、女性の膣に指を入れる、女性が股に男性器を挟んでこすりつける、口内発射。

さらに、「無料オプション」として、男性器を洗わずに舐める、シャワーに入らずに性行為をする、男性が女性をひざまずかせて女性の口腔に男性器を挿入し、女性の頭を前後させ、女性の喉の奥を性器で突く。コンドームなしでアナルに男性器を挿入し、射精すること、足の指を舐める、写真や動画の撮影、尿をかけたり飲んだり飲ませたりする、精子を女性が飲み込む、顔に射精する、ローター・バイブ・電マ、アイマスク、首輪、手かせ（手を縛り、自由を奪うための拘束具の使用）、口かせ（口をふさぐことを目的とした拘束具の使用）、縄縛り（縄で全身を縛る）、バラ鞭（鞭で全身を叩く）などの道具を使うこと、ビンタや浣腸、排便や食糞などもある。これらはどれも女性に苦痛を与えるもので、風俗店で合法化されている行為のごく一部である。

参考資料：月刊『地平』2026年5・6月号「歌舞伎町で。」(11) 性風俗という暴力 (12) 続・性風俗という暴力

フランスでは1946年から性売買店の営業禁止、2016年に路上における買春処罰と女性に対する脱性売買支援の法制定をした。買春者のみならず、性売買業者や性売買のために場所を提供したホテル等はフランスや韓国等では処罰対象。

参考資料：月刊『地平』2026年1月号「歌舞伎町で。」(7) 罰されるべきは買う者

性売買が風営法で合法化されている日本で、路上買春だけを取り締まっても搾取の構造は変わらない。路上売春している女性のほとんどは風俗店での性売買を経験しており、風俗店と路上を行き来している。

⇒日本でも、性売買に女性を誘導する社会構造を問い直し、風営法を含む性売買を女性に対する人権侵害と捉え、業者と購買者の取り締まりと、女性に対する脱性売買支援が必要。

三 支援制度の構築

- ① 児童相談所、警察、女性相談等の公的機関での不適切な対応の見直しと、ハイティーンの子もたちに選ばれる支援の充実

- ② 性搾取に取り込まれやすい若年女性の支援について、性搾取の構造と女性差別の問題に理解のあるジェンダー視点で活動する団体への委託や連携が必要
- ③ 脱性売買支援制度の実践と構築
- ④ 行政機関や専門職、市民社会に対する性売買が女性に対する暴力であるという認識の周知と、学校教育における性売買問題に関する人権教育の導入

3 検討会のこれまでの議論から特に強調したい点

一 「地下化」のリスクという主張に関して

買春処罰をすることで、「リスクが高まる」「地下に潜る」という主張があるが、買春の勧誘行為が堂々と行われているからといって、女性が安全であるということはない。路上買春が街なかで堂々と行われている今も、ホテルや車中で女性は買春者と二人きりで裸で対応しなければならないし、それは、風俗店であっても同じだ。人目のあるところで行われる性売買など、基本的にはなく、人目のあるところで勧誘が行われているからといって安全だということもない。

「SWASH」のげいまきまき氏は、性売買を搾取ではなく労働として捉え、買春処罰を導入すると、買春者が処罰から逃れるために、人目に付きにくい形で女性に接触するようになる」と主張した。体を売ることでお金を稼がないといけない動機がある女性は、買春者が人目に付かないところで買春を持ちかけてきても、断れない。すると、森や車中などで性売買が行われるようになり、周りに人目がないためにリスクが高まると述べた。

また、性売買で収入を得る必要がある女性には様々な事情があり、例えばシングルマザーが子どもの塾代や習い事代を払いたくても、生活保護や福祉ではカバーしきれないために性売買での収入が必要であり、いくら福祉を充実させたところで、そうした構図は変わらない、公費で賄いきれない部分があるとした。

買春処罰の導入により、客が逮捕されないために、森の中など、熊がでるような場所で客待ちをするしなくなるという意味だとすれば、女性が森の中で裸にならなくて済むように支援することが必要であることは明らかだ。

検討会がヒアリングを行ったげいまきまき氏も、若林翔氏も性売買のなかには様々な事情を抱えた女性がいることを認識している。そして、そうした女性が福祉を頼れない状況で性売買をせざるを得ないことも認識している。しかし、福祉では性売買のなかにいる女性のニーズをカバーできないこと、女性を性売買に誘導する社会構造は変えられないことを前提にしている点が、当団体とは違う。

Colabo では、性売買のなかにいる少女や女性たちへの具体的な支援の実践から、その必要性を訴え、女性支援法の制定や若年女性支援事業等の法制化を行ってきた。性売買の背景にある社会構造に目を向け、女性の人権保障の観点から福祉の充実を求め、搾取の構造を変えていくべきだ。

研究者の青山薫氏は、朝日新聞の取材に「買春処罰によって、法律の壁を越えても買春しようとする危険な客だけが残り、働き手が暴力や不払いなどの被害に遭うリスクが相対的に高まる」とコメントした。

(『買春の処罰化は、性産業に従事する女性を守るのか 識者が指摘する「危険」』朝日新聞デジタル、

2026年4月1日)

「法律の壁を越えても買春しようとする」のが「危険な客」であり、それ以外の買春者は危険ではないかのような語りだが、買春そのものが、女性の身体・尊厳・安全を金銭で支配する行為であり、「危険な客」と「危険ではない客」を単純に区別することはできない。

青山氏の「危険」の基準を前提としても、その「危険な客」は今も買春している。買春が処罰化されるならやめようとする買春者と、買春が処罰対象になっても続ける買春者、どちらも危険であり、女性にとっての危険は今も存在していることに目を向けるべきだ。

二 性売買を人権侵害の問題ではなく「ビジネス」として主張することの問題

性風俗店の顧問弁護士である若林翔氏は検討会で、買春処罰の導入により客が委縮したり、性風俗そのものが違法化されたりすれば、二兆～五兆円もの経済的打撃が生じると主張し、「二一五万人の女性が職を失う」と訴えた。性売買を女性の人権や尊厳にかかわる問題ではなく、ビジネスとして捉えている。

性売買を「産業」や「雇用」の問題としてのみ捉える議論には重大な問題がある。

女性の人権の観点から見れば、それほど多くの女性が性を買われる状況に置かれていることこそが問題だ。若林氏の意見を女性の人権視点で現場の実態を踏まえて批判した資料をぜひご覧いただきたい。

参考資料：月刊『地平』2026年7月号（発売前）「歌舞伎町で。」(13) 風俗業者側の呆れた理論

三 「性交と肛門性交」だけを処罰の対象とすると、買春処罰が形骸化する

検討会において、民間団体ぱっぷすの金尻カズナ氏が、性交類似行為に関しても「人権侵害性はある」と認めつつ、買春処罰の導入について「特に身体への侵襲性が高いもの」また「妊娠をするリスク」や「性感染症に罹患する」観点から、「性交と肛門性交というのがボーダーとして国としてのコンセンサスがとれるところではないか」「とにかく性交や肛門性交による被害が深刻であるという点をフォーカスしていただき」と述べた。

性売買の実情に照らしてみると、性売買の現場では挿入以外の性交類似行為においても、異物や食品等を膣や肛門に入れるなどの「身体への侵襲性が高い」行為が行われていたり、「素股」と呼ばれる行為に代表されるように「妊娠」や「性感染症」のリスクがある行為は「性交と肛門性交」以外にも日常的に行われている。

もし、買春処罰の対象を「性交と肛門性交」に絞れば、買春者は「性交や肛門性交はなかった」と言い逃れすることができる。実際に挿入したかどうか、ということは、その現場で目視でもしない限り、第三者が確認することは不可能だ。そのため、そのような方向での規制の導入がなされれば、実効性に乏しい制度となる。

四 性売買を女性の人権問題として捉えて活動する支援団体と被害当事者へのヒアリングを

当団体にはヒアリングの依頼がなかったが、ぜひ現場の実態からみる法改正への意見を述べさせていただきます。また、買春を暴力として捉え、法改正を求める当事者の声を聞いていただきたい。当団体と

つながる性売買経験当事者ネットワーク灯火（とうか）の当事者による意見書も、本日併せて提出する。

参考資料：「買春処罰と同時に、売春の非処罰化と脱性売買支援を含めた法制定を求めます」（性売買経験当事者ネットワーク灯火）

したがって、本検討会においては、買春処罰を「路上売春対策」や「迷惑防止」の延長としてではなく、女性に対する暴力と性搾取をなくすための制度改革として位置づけていただきたい。

そのためには、買春者・業者・斡旋者・場所提供者への規制を強化すると同時に、性を売る状況にある人を処罰の対象から外し、脱性売買支援、居住支援、生活保障、トラウマケアを含めた支援を一体的に整備することが不可欠である。性売買の被害は女性に集中している一方で、男性や性的マイノリティが搾取状況に置かれるケースもあり、非犯罪化と支援はすべての当事者に保障される必要がある。

買春処罰だけでは不十分であり、しかし買春処罰を欠いたままでは、性売買を支える需要側の責任を問うことはできない。

世界では、性売買は「ジェンダーに基づく暴力」（Gender-Based Violence）として認識した上で対策がなされている。女性差別撤廃条約（CEDAW）等でも、女性の性搾取からの保護は国家の責任として位置づけられている。日本においても、性売買を女性に対する人権侵害として位置づけた法改正を求める。

以上